

環境技術実証事業実施要領（案） 新旧対照表

平成 29 年度事業実施要領（案）は、平成 28 年度の検討結果を反映し、ISO への対応事項とそれ以外の運用上の改善等に関する検討を行った。以下に、改定（案）の主なポイントを示す。また、次項より新旧対照表示す。

【ISO に対する国内対応に関する改定（案）】

- (1) 実証申請者の定義を追加し、実証申請者は報告書等の確認ができる旨を明記する（第 1 章 6.、第 10 章及び別紙 6-Ⅲ 6.）
- (2) 実証申請書に記載する事項、実証計画に記載する事項、実証報告書及び概要版に記載する事項を別紙に収載する（第 6 章・第 7 章、別紙 3、4、5）
- (3) 実証が、実証しようとする技術の性能と環境保全効果に関する目標値を考慮した評価を行うことを明記する（第 8 章、第 9 章 6.、別紙 6）
- (4) 実証機関の組織体制及び計画策定にあたり、JISQ9001（ISO9001）への準拠から、JISQ17020（ISO/IEC17020）及び JISQ17025（ISO/IEC17025）への準拠を求める（第 4 章 2.、5 章 1.）
- (5) 次のとおり、用語の変更を行う（事業実施要領、報告書作成要領）
実証計画書→実証計画、 実証試験結果報告書→実証報告書、 実証試験要領→実証要領、 実証試験→試験
- (6) 対象技術の選定の観点に「申請技術が環境技術に該当するか」を追加する（第 6 章 2.）
- (7) 用語の定義として「環境技術：環境保全効果をもたらす技術」を追加する（別紙 2）

【上記以外の運用上の改善等に関する改定（案）】

- (1) 文言の用法を編集した（例 当たって→あたって、毎に→ごとに、10 桁以上の全角数字→半角に統一 等）
- (2) テーマ自由枠に関する規定の記載章を整理する
- (3) 実証報告書作成要領を別紙に収載する
- (4) 実証機関の行うべき業務を明示する（第 1 章 4.）
- (5) 実証により、技術の性能が想定以下であった場合や安全面で悪影響があることが明らかになった場合には、実証を取り下げることができ、環境省も実証を中止することができる旨を明記する（第 9 章 7.）

表1に、平成28、29年度事業実施要領（案）の対照表を示す。表では、主要な変更部分に下線を付している。

表1 平成28・29年度事業実施要領（案）の対照表

平成28年度事業実施要領	平成29年度事業実施要領（案）	備考欄
<p>序 総則</p> <p>1. 目的</p> <p>環境技術実証事業（以下、「実証事業」という。）は、既に適用可能な段階にありながら、その環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等にあたり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。</p>	<p>序 総則</p> <p>1. 目的</p> <p>環境技術実証事業（以下「実証事業」という。）は、既に適用可能な段階にありながら、その環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下「環境保全効果等」という。）についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等にあたり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。</p>	<p>—</p>
<p>2. 「実証」の定義</p> <p>本実証事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。</p> <p>「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。</p>	<p>2. 「実証」の定義</p> <p>本実証事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。</p> <p>「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。</p>	<p>—</p>
<p>3. 実施体制</p> <p>本実証事業においては、実証手法・体制が確立するまでの間及び新たな特定技術実証については、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を負担する（以下、「国負担体制」という）。しかしながら、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を目安として、技術実証を受けることを申請する者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）から手数料を徴収する体制（以下、「手数料徴収体制」という）に移行する。</p>	<p>3. 実施体制</p> <p>本実証事業においては、実証手法・体制が確立するまでの間及び新たな特定技術実証については、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を負担する（以下「国負担体制」という）。しかしながら、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を目安として、技術実証を受けることを申請する者（開発者、販売店等。以下「実証申請者」という。）から手数料を徴収する体制（以下「手数料徴収体制」という。）に移行する。</p>	<p>—</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>4. 対象技術分野</p> <p>環境省は、本実証事業において対象とする技術分野について、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等を踏まえて設定する。また、「テーマ自由枠」に応募された技術で、既存技術分野に属さない技術については、<u>新たな特定技術実証として設定する。</u></p>	<p>4. 対象技術分野</p> <p>環境省は、本実証事業において対象とする技術分野について、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等を踏まえて設定する。また、<u>既存対象技術分野に属さない技術については、「テーマ自由枠」として公募・実証する。</u></p>	<p>テーマ自由枠を新設した以上、新規実証技術分野の設定は現実的ではないため、新たな特定技術実証としての設定に関する記載は削除する。</p> <p>以下、同様に修正する。</p>
<p>5. データの活用</p> <p>実証事業における技術実証のメリットを増すため、環境省においても、実証済み技術の環境保全効果等データについて、本実証事業以外の事業等における活用を積極的に検討することとする。</p>	<p>5. データの活用</p> <p>実証事業における技術実証のメリットを増すため、環境省においても、実証済み技術の環境保全効果等データについて、本実証事業以外の事業等における活用を積極的に検討することとする。</p>	<p>—</p>
<p>6. 実施方法に関する特例措置</p> <p>環境省は、国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、なお解決すべき課題がある場合には、当該技術分野の事業実施において、3の規定によらず、手数料徴収体制への移行にそれらの課題の解決を優先し、国負担体制を継続することができる。ただし、この場合においても、環境技術実証事業運営委員会及び技術実証検討会の助言を踏まえ、最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数料徴収体制の確立に努めることとする。</p>	<p>6. 実施方法に関する特例措置</p> <p>環境省は、国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、なお解決すべき課題がある場合には、3の規定によらず、それらの課題の解決を優先し、国負担体制を継続することができる。ただし、この場合においても、環境技術実証事業運営委員会及び技術実証検討会の助言を踏まえ、最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数料徴収体制の確立に努めることとする。</p>	<p>編集上の修正を行う。</p>
<p>7. 情報公開等に関する基本的考え方</p> <p>環境省、実証運営機関及び実証機関は、本実証事業の実施に際し、各種メディアを通じ情報公開に努めるとともに、各種イベント等を通じ普及啓発に努めることとする。</p> <p>環境省は、省内外の公的機関及び地方公共団体が実施する類似の環境関連の技術実証制度や認証制度等についての情報を随時収集し、ウェブサイトを設置する等、適切な情報提供に努めることとする。また、環境省は、海外の類似制度についても、相互に情報交換に努め、本実証事業のウェブサイト等において情報提供に努めることとする。</p>	<p>7. 情報公開等に関する基本的考え方</p> <p>環境省、実証運営機関及び実証機関は、本実証事業の実施に際し、各種メディアを通じ情報公開に努めるとともに、各種イベント等を通じ普及啓発に努めることとする。</p> <p>環境省は、省内外の公的機関及び地方公共団体が実施する類似の環境関連の技術実証制度や認証制度等についての情報を随時収集し、ウェブサイトを設置する等、適切な情報提供に努めることとする。また、環境省は、海外の類似制度についても、相互に情報交換に努め、本実証事業のウェブサイト等において情報提供に努めることとする。</p>	<p>—</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
	<p>8. ISO14034・ISO17020 への対応</p> <p><u>環境省は、ISO14034 に準拠した文書として本要領を作成する。ISO14034 が改定等された場合は、環境省は本要領の改定を検討するものとする。</u></p> <p><u>また、実証機関が実証を行う際には、ISO14034 及び ISO/IEC17020 の要求事項を適用し、要求事項に対する適合性が担保されなければならない。</u></p>	<p>引用規格を明示した。</p> <p>要領案記載の「実証を行う」は、ISO 記載の「環境技術のパフォーマンスを実証する」を示す。</p> <p>要領案記載の「適合性を担保」は、ISO 記載の「適合性が実証される」を示す。</p>
<p>実施体制は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国負担体制：テーマ自由枠 ○ 手数料徴収体制：中小水力発電技術分野、地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）、自然地域トイレし尿処理技術分野、有機性排水処理技術分野、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、湖沼等水質浄化技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）、ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム） ○ 休止中の技術分野：酸化エチレン処理技術分野、化学物質に関する簡易モニタリング技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）、VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）、非金属元素排水処理技術分野（ほう素等排水処理技術）、VOC 処理技術分野（中小企業向け VOC 処理技術）、ヒートアイランド対策技術分野（IT 機器等グリーン化技術）、VOC 等簡易測定技術分野 <p><u>※ これらの技術分野のうち、「第 2 章 対象技術分野の設定」で後述する観点に照らして、年度内に一定の状況変化が見込めると考えられるものについては、引き続き情報収集等の取組を行うものとする。</u></p>	<p>実施体制は以下のとおり。</p> <p>国負担体制： テーマ自由枠（原則）</p> <p>手数料徴収体制： 中小水力発電技術分野 自然地域トイレし尿処理技術分野 有機性排水処理技術分野 閉鎖性海域における水環境改善技術分野 湖沼等水質浄化技術分野 ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術） ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）</p> <p>休止中の技術分野： 酸化エチレン処理技術分野 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野 ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術） VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術） 非金属元素排水処理技術分野（ほう素等排水処理技術） VOC 処理技術分野（中小企業向け VOC 処理技術） ヒートアイランド対策技術分野（IT 機器等グリーン化技術）</p>	<p>平成 28 年度の分野見直しの結果、地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）を休止することが決まったため、要領に反映する。</p> <p>H28 事業実施要領に記載の、※以下の文章は自明であるため削除する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
	VOC等簡易測定技術分野 地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）	
第 1 章 実証事業の実施体制 1. 環境省 環境省は、実証対象技術分野の選定、実証運営機関の選定、実証試験方法の技術開発、実証事業実施要領（以下「本実施要領」という）の策定・改定、 <u>実証試験要領の承認、実証機関の選定の承認、実証試験結果報告書の承認、ロゴマーク及び実証番号の管理及び交付、ウェブサイトによる実証試験結果等関連情報の公表の他、実証事業全体の方針策定及び運営管理を行う。また、方針策定、運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。</u>	第 1 章 実証事業の実施体制 1. 環境省 環境省は、実証対象技術分野の選定、実証運営機関の選定、実証試験方法の技術開発、実証事業実施要領（以下「本実施要領」という）の策定・改定、 <u>実証要領の承認、実証機関の選定の承認、実証報告書の承認、ロゴマーク及び実証番号の管理及び交付、ウェブサイトによる実証試験結果等関連情報の公表の他、実証事業全体の方針策定及び運営管理を行う。また、方針策定、運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。</u>	「実証試験要領」は「実証要領」、「実証試験結果報告書」は「実証報告書」とする。 これは、実証機関が行うことが「実証」であるため、「実証試験」とすると定義が狭くなり、適当ではないと考えるためである。以下、同様に修正をする。
2. 実証運営機関 (1) 環境省は、実証運営機関として、1 機関を設置することができる。ただし、必要に応じて、環境省が実証運営機関となることができる。この場合、必要に応じて、本実施要領の「実証運営機関」を「環境省」に読み替える。 (2) 実証運営機関は、各実証機関の事業実施結果（実証試験結果報告書を含む）に関する評価、本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動、技術分野の設定のための調査・検討、本実施要領の改定案の作成、 <u>実証試験要領の策定又は改定、実証機関の公募・選定、「テーマ自由枠」の募集と審査、それに伴う新たな特定技術実証の設定、実証機関の公募・選定、新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討、ロゴマーク及び実証番号の交付事務及び管理事務の補佐、本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等、並びに事業の円滑な推進のために必要な調査等を実施する。また、必要に応じて、環境省の同意を得て、実証試験方法の技術開発を行うことができる。</u>	2. 実証運営機関 (1) 環境省は、実証運営機関として、1 機関を設置することができる。ただし、必要に応じて、環境省が実証運営機関となることができる。この場合、必要に応じて、本実施要領の「実証運営機関」を「環境省」に読み替える。 (2) 実証運営機関は、各実証機関の事業実施結果（実証報告書を含む）に関する評価、本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動、技術分野の設定のための調査・検討、本実施要領の改定案の作成、 <u>実証要領の策定又は改定、実証機関の公募・選定、テーマ自由枠実証対象技術及び実証機関の公募・選定、既存実証技術分野の見直しに関する検討、ロゴマーク及び実証番号の交付事務及び管理事務の補佐、本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等、並びに事業の円滑な推進のために必要な調査等を実施する。また、必要に応じて、環境省の同意を得て、実証試験方法の技術開発を行うことができる。</u>	-

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>3. 環境技術実証事業運営委員会</p> <p>(1) 実証運営機関は、環境技術実証事業運営委員会（以下、「実証事業運営委員会」という。）を、実証運営機関に設置する。</p> <p>(2) 実証事業運営委員会は、有職者（学識経験者、ユーザー等）により構成され、実証対象技術に関し、公正中立な立場から議論を行う。</p> <p>(3) 実証事業運営委員会の会合は、原則として公開で開催する。ただし、議論の内容に企業秘密を含む場合等、非公開とすることが適切と判断される場合は、非公開とすることができる。</p>	<p>3. 環境技術実証事業運営委員会</p> <p>(1) 実証運営機関は、環境技術実証事業運営委員会（以下「実証事業運営委員会」という。）を、実証運営機関に設置する。</p> <p>(2) 実証事業運営委員会は、有職者（学識経験者、ユーザー等）により構成され、実証対象技術に関し、公正中立な立場から議論を行う。</p> <p>(3) 実証事業運営委員会の会合は、原則として公開で開催する。ただし、議論の内容に企業秘密を含む場合等、非公開とすることが適切と判断される場合は、非公開とすることができる。</p>	<p>—</p>
<p>(4) 実証事業運営委員会は、実証運営機関が行う実証事業の運営に関する以下の事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各実証機関の事業実施結果（実証試験結果報告書を含む）に関する評価 ・本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動 ・本実施要領の改定案の作成 ・実証試験要領の策定又は改定 ・実証機関の選定 ・<u>テーマ自由枠の応募事業の審査及び新たな特定技術実証の設定</u> ・新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直し ・本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等 ・その他事業の運営に係る事項 	<p>(4) 実証事業運営委員会は、実証運営機関が行う実証事業の運営に関する以下の事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各実証機関の事業実施結果（実証報告書を含む）に関する評価 ・本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動 ・本実施要領の改定案の作成 ・実証要領の策定又は改定 ・実証機関の選定 ・テーマ自由枠実証対象技術の選定 ・新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直し ・本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等 ・その他事業の運営に係る事項 	<p>「応募事業の審査」の語句が意味不明であるため削除した。また、審査については「実証技術の選定」という語句に改めた。</p> <p>以下、対象技術の選定に関して同様の修正を行う。</p>
<p>(5) 事業の効率的な実施に資する場合には、実証事業運営委員会の下に、必要に応じて、小委員会を設置し、検討を行うことができる。</p>	<p>(5) 事業の効率的な実施に資する場合には、実証事業運営委員会の下に、必要に応じて、小委員会を設置し、検討を行うことができる。</p>	<p>—</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>4. 実証機関</p> <p>(1) 環境省は、実証機関として、各技術分野及び新たな特定技術実証に原則 1 機関を設置する。ただし、実証事業の円滑な実施に当たり、複数の実証機関を設置することが必要と認められる場合には、複数の実証機関を設置することができる。この場合、実証試験要領案の作成等を代表して行う実証機関を任命することができる。</p>	<p>4. 実証機関</p> <p>(1) 環境省は、実証機関として、各技術分野及びテーマ自由枠実証対象技術に原則 1 機関を設置する。ただし、実証事業の円滑な実施に当たり、複数の実証機関を設置することが必要と認められる場合には、複数の実証機関を設置することができる。この場合、実証要領案の作成等を代表して行う実証機関を任命することができる(テーマ自由枠の実証機関は除く。)</p>	<p>—</p>
<p>(2) 実証機関は、実証試験要領案の作成、実証手数料の詳細額の設定及び徴収(手数料徴収体制の分野に限る。)、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の設定・審査、<u>実証試験計画の策定</u>、技術の実証(実証試験の実施等)、<u>実証試験結果報告書の作成</u>、<u>実証試験結果報告書の環境省への報告並びにロゴマーク及び実証番号の交付事務を行う。</u></p>	<p>(2) 実証機関は、分野別実証要領案の作成、<u>本事業の広報(環境省担当官からの指示があった場合)</u>、<u>実証手数料の詳細額の設定及び徴収(手数料徴収体制の分野に限る。)</u>、<u>実証対象技術の企業等からの公募</u>、<u>実証対象とする技術の選定</u>、<u>実証計画の策定</u>、<u>技術の実証(実証試験の実施等)</u>、<u>実証報告書(詳細版及び概要版)の作成</u>、<u>実証報告書の環境省への報告並びにロゴマーク及び実証番号の交付事務を行う。</u></p>	<p>本事業の広報に関して、環境省担当官からの指示があった場合に行う旨を追記した。</p> <p>「実証試験計画」は、「実証計画」とする。これは、実証機関が行うことが「実証」であるため、「実証試験」とすると定義が狭くなり、適切ではないと考えるためである。以下、同様に修正をする。</p>
	<p>(3) <u>実証機関は、実証にあたり、他の機関に試験等を委託等することができる。ただし、当該機関は、試験実施後に報告書を作成し、実証機関の検収を受けなければならない。</u></p>	<p>試験機関は実証機関の一部に位置づけられることを明示する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>5. 技術実証検討会</p> <p>(1) 実証機関は、技術実証検討会を実証機関に設置する。</p> <p>(2) 技術実証検討会は、実証対象技術に関する有識者（学識経験者、ユーザー等）により構成する。</p> <p>(3) 技術実証検討会は、実証機関が行う事務のうち、実証試験要領案の作成又は改定、実証対象とする技術の選定、実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施等）、実証試験結果報告書の作成等について、実証機関に対し、専門的知見に基づき検討・助言を行う。また、技術実証検討会は当該分野に関する専門的知見に基づき実証事業運営委員会を補佐する。</p> <p>(4) 各技術分野における効率的な実証に資する場合には、技術実証検討会の下に技術実証検討会分科会を設置し、検討を行うことができる。</p>	<p>5. 技術実証検討会</p> <p>(1) 実証機関は、技術実証検討会を実証機関に設置する。</p> <p>(2) 技術実証検討会は、実証対象技術に関する有識者（学識経験者、ユーザー等）により構成する。</p> <p>(3) 技術実証検討会は、実証機関が行う事務のうち、実証要領案の作成又は改定、実証対象とする技術の選定、実証計画の策定、技術の実証（実証試験の実施等）、実証報告書の作成等について、実証機関に対し、専門的知見に基づき検討・助言を行う。また、技術実証検討会は当該分野に関する専門的知見に基づき実証事業運営委員会を補佐する。</p> <p>(4) 各技術分野における効率的な実証に資する場合には、技術実証検討会の下に分科会を設置し、検討を行うことができる。</p>	<p>—</p>
	<p>6. <u>実証申請者</u></p> <p><u>(1) 実証申請者とは、実証対象技術の開発者、製造業者、販売店、代理人であり、実証対象技術を実証機関に対し申請する者である。</u></p> <p><u>(2) 実証申請者は、本実施要領の規定に従って、申請書の作成や実証報告書及び報告書概要版の確認等を行う。</u></p>	<p>申請者の定義、範囲を明記した。</p> <p>申請者は実証報告書の確認を行う旨を明記した。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>第 2 章 対象技術分野の設定</p> <p>1. 環境省は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術から、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等も踏まえ、実証対象とする技術分野を定める。技術分野の選定にあたっては、必要に応じ実証事業運営委員会の助言を得つつ、以下の観点をまえることとする。</p> <p>(1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から技術実証に対するニーズのある技術分野</p> <p>(2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野</p> <p>(3) 既存の他の制度において技術実証等が実施されていない技術分野（ただし、地方公共団体等で既に技術実証等が実施されているものの、環境省がこれを支援することでさらに効果的な事業となる可能性がある技術分野を除く。）</p> <p>(4) 実証が可能である技術分野</p> <p>① 予算、実施体制等の観点から技術実証が可能である技術分野</p> <p>② 実証試験要領が適切に策定可能である技術分野</p> <p>(5) 環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野</p>	<p>第 2 章 対象技術分野の設定</p> <p>1. 環境省は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術から、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等も踏まえ、実証対象とする技術分野を定める。技術分野の選定にあたっては、必要に応じ実証事業運営委員会の助言を得つつ、以下の観点をふまえることとする。</p> <p>(1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から技術実証に対するニーズのある技術分野</p> <p>(2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野</p> <p>(3) 既存の他の制度において技術実証等が実施されていない技術分野（ただし、地方公共団体等で既に技術実証等が実施されているものの、環境省がこれを支援することでさらに効果的な事業となる可能性がある技術分野を除く。）</p> <p>(4) 実証が可能である技術分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算、実施体制等の観点から技術実証が可能である技術分野 ・ 実証要領が適切に策定可能である技術分野 <p>(5) 環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野</p>	—
<p>2. 環境省は、一度選定した対象技術分野について、1. に示した観点到照し実証を行うことが不適切となった場合や、対象技術の公募に対する応募が見込めなくなった場合等合理的な理由がある場合には、必要に応じ実証事業運営委員会の助言を得つつ、対象技術分野を一時的又は継続的に休止又は廃止することができる。ただし、対象技術分野を休止又は廃止した場合には、休止又は廃止した旨及びその理由を公表することとする。また、一度選定した対象技術分野について、実証事業の円滑な運営の観点から、必要に応じて技術実証運営検討会の助言を踏まえつつ、他の対象技術分野と統合又は分割することができる。</p>	<p>2. 環境省は、一度選定した対象技術分野について、1. に示した観点到照し実証を行うことが不適切となった場合や、対象技術の公募に対する応募が見込めなくなった場合等合理的な理由がある場合には、必要に応じ実証事業運営委員会の助言を得つつ、対象技術分野を一時的又は継続的に休止又は廃止することができる。ただし、対象技術分野を休止又は廃止した場合には、休止又は廃止した旨及びその理由を公表することとする。また、一度選定した対象技術分野について、実証事業の円滑な運営の観点から、必要に応じて技術実証運営検討会の助言を踏まえつつ、他の対象技術分野と統合又は分割することができる。</p>	—

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>3. 実証運営機関は、実証対象とされていない技術について、1. の観点¹を踏まえつつ、環境省の同意を得て、次年度以降において速やかに実証試験を実施することができるよう、準備を行うことができる。</p>		<p>テーマ自由枠を新設した以上、記載不要とする</p>
<p>第3章 実証運営機関の選定</p> <p>1. 実証運営機関の選定の手続</p> <p>(1) 環境省は、実証運営機関を募集する。</p> <p>(2) 実証運営機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証運営体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。</p> <p>(3) 環境省は、(2) の申請を受け、2. の観点を考慮し、実証運営機関を選定する。</p> <p>(4) 環境省は、(3) で選定された実証運営機関と委託又は請負契約を締結し、実証運営機関は、本実施要領の規定に従い、事業を行う。</p>	<p>第3章 実証運営機関の選定</p> <p>1. 実証運営機関の選定の手続</p> <p>(1) 環境省は、実証運営機関を募集する。</p> <p>(2) 実証運営機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証運営体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。</p> <p>(3) 環境省は、(2) の申請を受け、2. の観点を考慮し、実証運営機関を選定する。</p> <p>(4) 環境省は、(3) で選定された実証運営機関と委託又は請負契約を締結し、実証運営機関は、本実施要領の規定に従い、事業を行う。</p>	<p>—</p>
<p>2. 実証運営機関選定の観点</p> <p>実証運営機関の選定にあたっては、以下の観点を参考にしつつ、実証運営機関に求める要件を明確にした上で、書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行う。</p> <p>(1) 実証運営機関業務に対する姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境技術の普及のため、実証運営機関業務を意欲的に遂行する姿勢が認められること。 	<p>2. 実証運営機関選定の観点</p> <p>実証運営機関の選定にあたっては、以下の観点を参考にしつつ、実証運営機関に求める要件を明確にした上で、書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行う。</p> <p>(1) 実証運営機関業務に対する姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境技術の普及のため、実証運営機関業務を意欲的に遂行する姿勢が認められること。 	<p>—</p>
<p>(2) 組織・体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証運営機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること ・JISQ 9 0 0 1 (ISO 9 0 0 1)「品質マネジメントシステム要求事項」に準拠した品質管理システムを構築していること ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること ・定期的な内部監査を実施すること ・実証運営業務にかかる記録の保持を実施すること 	<p>(2) 組織・体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証運営機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること ・JISQ9001 (ISO9001)「品質マネジメントシステム要求事項」に準拠した品質管理システムを構築していること ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること ・定期的な内部監査を実施すること ・実証運営業務にかかる記録の保持を実施すること 	<p>—</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領（案）	備考欄
<p>(3) 技術的能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境技術分野全般に関する十分な実績・知見を持つ人員を有していること <p>(4) 業務の実施方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方法、実施計画が適正であること。 	<p>(3) 技術的能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境技術分野全般に関する十分な実績・知見を持つ人員を有していること <p>(4) 業務の実施方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方法、実施計画が適正であること 	
<p>(5) 公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証機関の選定等の各手続きにおいて、実証機関によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと ・実証運營業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証機関、実証申請者等により異なるおそれがないこと ・実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証機関に対し、実証申請者により情報や対応が異なるような影響を及ぼすおそれがないこと <p>(6) 公正性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の実証機関、実証申請者等への助言その他行為により、実証運營業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと ・特定の実証機関及び実証申請者等との利害関係により、実証機関の選定等の各手続きに影響を及ぼすおそれがないこと ・特定の実証申請者等との利害関係により、実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きに影響を及ぼすおそれがないこと ・実証機関や実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること <p>(7) 経理的基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証運営機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること ・定期的に会計監査を実施すること <p>(8) 経費積算等の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証運營業務を行えるよう経費の積算がなされていること 	<p>(5) 公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証機関の選定等の各手続きにおいて、実証機関によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと ・実証運營業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証機関、実証申請者等により異なるおそれがないこと ・実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証機関に対し、実証申請者により情報や対応が異なるような影響を及ぼすおそれがないこと <p>(6) 公正性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の実証機関、実証申請者等への助言その他行為により、実証運營業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと ・特定の実証機関及び実証申請者等との利害関係により、実証機関の選定等の各手続きに影響を及ぼすおそれがないこと ・特定の実証申請者等との利害関係により、実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きに影響を及ぼすおそれがないこと ・実証機関や実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること <p>(7) 経理的基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証運営機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること ・定期的に会計監査を実施すること <p>(8) 経費積算等の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証運營業務を行えるよう経費の積算がなされていること 	-

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>第 4 章 実証機関の選定</p> <p>1. 実証機関の選定手続</p> <p>(1) 実証運営機関は、対象技術分野及び新たな特定技術実証毎に、実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、実証機関を募集する。なお、その必要がある場合には、環境省が自ら実証機関となることができるが、その際、関係する機関の応募意志を阻害しないことを前提とする。</p> <p>(2) 実証機関となることを希望する機関は、実証運営機関の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を実証運営機関に提出し、申請する。</p> <p>(3) 実証運営機関は、(2) の申請を受け、2. の観点を検討し、実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、予算の範囲内において、実証機関を選定する。環境省は、予算の範囲内において、実証機関の選定結果を承認する。</p> <p>(4) 環境省は、(3) で選定された実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、本実施要領の規定に従い、事業を行う。</p>	<p>第 4 章 実証機関の選定</p> <p>1. 実証機関の選定手続</p> <p>(1) 実証運営機関は、対象技術分野（テーマ自由枠については対象技術）ごとに、実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、実証機関を募集する。なお、その必要がある場合には、環境省が自ら実証機関となることができるが、その際、関係する機関の応募意志を阻害しないことを前提とする。</p> <p>(2) 実証機関となることを希望する機関は、実証運営機関の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を実証運営機関に提出し、申請する。</p> <p>(3) 実証運営機関は、(2) の申請を受け、2. の観点を検討し、実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、予算の範囲内において、実証機関を選定する。環境省は、予算の範囲内において、実証機関の選定結果を承認する。</p> <p>(4) 環境省は、(3) で選定された実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、本実施要領の規定に従い、事業を行う。</p>	<p>—</p>
	<p>(5) <u>テーマ自由枠では、原則的に技術ごとに実証機関を選定するが、同一時期に類似分野の技術が複数選定された場合には、これらの実証機関を同一にしてもよい。</u></p>	<p>テーマ自由枠では、複数の技術が同一の技術分野となることもありうることから、その場合の実証機関の選定に関する規定を追加する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>2. 実証機関選定の観点</p> <p>実証運営機関は、実証機関の選定に当たり、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。</p> <p>(1) 組織・体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること ・<u>JISQ 9 0 0 1 (ISO 9 0 0 1)「品質マネジメントシステム要求事項」、JISQ 1 7 0 2 5 (ISO/IEC 1 7 0 2 5)「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること</u> ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること ・定期的な内部監査を実施すること ・実証業務に係る記録の保持を実施すること 	<p>2. 実証機関選定の観点</p> <p>実証運営機関は、実証機関の選定にあたり、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。</p> <p>(1) 組織・体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること ・<u>JISQ17020 (ISO/IEC17020)「適合性評価—検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項」、試験にあたっては JISQ17025 (ISO/IEC17025)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること</u> ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること ・定期的な内部監査を実施すること ・実証業務に係る記録の保持を実施すること 	<p>ISO 対応として、17020 及び 17025 に準ずるよう、修正する。</p> <p>平成 29 年度の ISO 対応の担保については、環境省が研修会及び相談会を実施することで担保する。</p>
<p>(2) 技術的能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術分野及び新たな特定技術に関する十分な実績を有していること ＊ 新たに設立される法人については、技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること (必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない) ＊ 自ら試験研究機関を持たない機関については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携する等により、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること ・業務の実施方法、実施計画が適正であること。 	<p>(2) 技術的能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証対象技術分野(テーマ自由枠については対象技術)に関する十分な実績を有していること ＊ 新たに設立される法人については、実証対象技術分野(テーマ自由枠については対象技術)に関する十分な実績を持つ人員を有していること ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること (<u>必要に応じ、実証試験の一部又は全部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない。</u>) ＊ 試験等の一部を他の機関に委託、請負等を行う機関については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携する等により、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること ・業務の実施方法、実施計画が適正であること 	<p>試験機関の委託等に関する規定の表現を修正する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領（案）	備考欄
<p>(3) 公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続において、実証申請者によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと ・実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証申請者等によって異なるおそれがないこと 	<p>(3) 公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続において、実証申請者によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと ・実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証申請者等によって異なるおそれがないこと 	<p>—</p>
<p>(4) 公正性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の实証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと ・特定の实証申請者等との利害関係により、実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと ・実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること ・実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと ・<u>実証試験に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと</u> <p>(5) 経理的基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること ・定期的に会計監査を実施すること <p>(6) 経費積算等の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること ・手数料徴収体制の分野にあっては、手数料予定額が、実証試験要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、適切に設定されていること 	<p>(4) 公正性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の实証申請者等への助言その他行為により、実証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと ・特定の实証申請者等との利害関係により、実証対象技術の選定及び試験の実施等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと ・実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること ・実証機関の責任者もしくは担当者が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造等した技術の実証を行わないこと <p>(5) 経理的基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること ・定期的に会計監査を実施すること <p>(6) 経費積算等の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること ・手数料徴収体制の分野にあっては、手数料予定額が、実証要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、適切に設定されていること 	<p>重複する記載を削除する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>第 5 章 実証試験要領の策定又は改定</p> <p>1. 実証試験要領案の作成</p> <p>実証機関は、別紙 1「実証試験要領の構成」を参考に、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、実証試験要領案を作成し、実証運営機関に提出するものとする。</p> <p>ただし、実証事業の円滑な実施に当たり、複数の実証機関が設置された場合には、一つの実証機関が代表して実証試験要領案の作成を行うことができる。</p> <p>なお、手数料徴収体制として実施される技術分野における実証機関は、第 15 章に規定する申請者が実証機関に納付すべき手数料の項目を示す資料を、可能な限り具体的な内訳とともに実証試験要領案の中で提示する。</p>	<p>第 5 章 実証要領の策定又は改定</p> <p>1. 実証要領案の作成</p> <p>実証機関は、別紙 1「実証要領の構成」を参考に、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、実証要領案を作成し、実証運営機関に提出するものとする。<u>試験にあたっては JISQ17025 (ISO/IEC17025) の要求事項に従ったものとし、実証要領作成の際は、当該規格に配慮するものとする。</u></p> <p>なお、実証事業の円滑な実施にあたり、複数の実証機関が設置された場合には、一つの実証機関が代表して実証要領案の作成を行うことができる。</p> <p>また、手数料徴収体制として実施される技術分野における実証機関は、第 15 章に規定する実証申請者が実証機関に納付すべき手数料の項目を示す資料を、可能な限り具体的な内訳とともに実証要領案の中で提示する。</p>	<p>ISO に対応し、JISQ 17025 (ISO/IEC17025) を追記する。</p>
<p>2. 実証試験要領の策定</p> <p>実証運営機関は、実証機関から 1. の提出があった場合には、必要に応じて実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、内容の審査を行い、本要領の内容に照らして適切なものである場合には、環境省の承認を得て、実証試験要領として策定する。</p> <p>実証運営機関は、実証試験要領の策定を行った場合には、実証機関に対し通知するとともに、適切な方法で周知を図る。</p>	<p>2. 実証要領の策定</p> <p>実証運営機関は、実証機関から実証要領案の提出があった場合には、必要に応じて実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、内容の審査を行い、本要領の内容に照らして適切なものである場合には、環境省の承認を得て、実証要領として策定する。</p> <p>実証運営機関は、実証要領の策定を行った場合には、実証機関に対し通知するとともに、適切な方法で周知を図る。</p>	<p>—</p>
<p>3. 実証試験要領の改定</p> <p>実証試験要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて改定を行うものとする。この場合においては、1. 及び 2. の手続を準用する。</p>	<p>3. 実証要領の改定</p> <p>実証要領は、試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて改定を行うものとする。この場合においては、1. 及び 2. の手続を準用する。</p>	<p>—</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領（案）	備考欄
<p>第 6 章 実証の対象技術の選定</p> <p>1. 対象技術の選定手続</p> <p>(1) 手数料徴収体制の技術分野においては、対象技術の公募にあたり、実証機関は、実証試験要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、自らの単価等を考慮し、環境省と協議の上、当該技術実証に係る手数料予定額を設定し、環境省に報告する。手数料予定額には、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよい。ただし、申請する者が自らの納付すべき手数料額を想定できるよう、可能な限り具体的な内訳を示すこととする。なお、手数料予定額は、(2) の公募に当たり明示する。</p> <p>(2) 実証機関は、対象技術分野毎に、対象技術を公募する。実証申請者は、実証機関に実証申請書を提出し申請することとする。なお、実証機関は、自らの実証受け入れ能力の限度内において、可能な限り長い公募期間を設けることとするが、<u>試験実施可能な季節が限られる等合理的な理由がある場合には、公募期間を短縮することができる。</u></p> <p>(3) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。</p>	<p>第 6 章 実証対象技術の公募・選定</p> <p>1. 対象技術の公募</p> <p>(1) 手数料徴収体制の技術分野においては、対象技術の公募にあたり、実証機関は、実証要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、自らの単価等を考慮し、環境省と協議の上、当該技術実証に係る手数料予定額を設定し、環境省に報告する。手数料予定額には、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよい。ただし、申請する者が自らの納付すべき手数料額を想定できるよう、可能な限り具体的な内訳を示すこととする。なお、手数料予定額は、(2) の公募に当たり明示する。</p> <p>(2) 実証機関は、対象技術分野ごとに、対象技術を公募する。実証申請者は、実証機関に実証申請書を提出し申請することとする。なお、実証機関は、自らの実証受け入れ能力の限度内において、可能な限り長い公募期間を設けることとする。</p> <p>(3) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。</p>	<p>不要な記述を削除する。</p>
	<p><u>(4) 実証申請書の内容は、別紙 3 の事項を最低限含むものとし、実証要領において定める。</u></p>	<p>ISO に対応し、実証申請書に記載する事項を事業実施要領で規定する。</p>
	<p><u>(5) テーマ自由枠の実証対象技術の公募選定方法については、第 7 章で定める。</u></p>	<p>テーマ自由枠の運用上の規定を、第 7 章にまとめる。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>(4) 実証機関は、申請された技術の中から、2. の要件を考慮し、必要に応じ技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、当該技術の実証可能性に基づいて選定し、選定した対象技術について、環境省の承認を得ることとする。なお、環境省は、予算執行の重複排除の観点から、同一と見なすことのできる技術が複数の実証機関に申請された場合、いずれか一つの実証機関においてのみ実証が行われるよう、実証機関間の調整を行うことができる。</p>	<p>2. 対象技術の選定手続</p> <p>(1) 実証機関は、申請された技術の中から、3. の観点を考慮し、必要に応じ技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、実証対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。なお、環境省は、予算執行の重複排除の観点から、同一と見なすことのできる技術が複数の実証機関に申請された場合、いずれか一つの実証機関においてのみ実証が行われるよう、実証機関間の調整を行うことができる。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての実証申請者(対象技術に選定されなかった技術の実証申請者も含む)及び実証運営機関に通知する。なお、審査の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。また、実証機関及び環境省は、選定された対象技術の概要を公開する。</p>	<p>(2) 実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての実証申請者(対象技術に選定されなかった技術の実証申請者も含む。)及び実証運営機関に通知する。なお、審査の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。また、実証機関及び環境省は、選定された対象技術の概要を公開する。</p>	<p>—</p>
<p>2. 対象技術の選定の観点</p> <p>対象技術の選定にあたっては、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、以下の各観点に基づき技術の実証可能性を総合的に判断する。また、環境省は、技術実証検討会による検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加できることとする。</p>	<p>3. 対象技術の選定の観点</p> <p>対象技術の選定にあたっては、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、以下の各観点に基づき技術の実証可能性を総合的に判断する。また、環境省は、技術実証検討会による検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加できることとする。</p>	<p>—</p>
<p>(1) 形式的要件</p> <p>① 申請技術が、対象技術分野に該当するか</p> <p>② 申請内容に不備は無いか</p> <p>③ 商業化段階にある技術か</p> <p>④ 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか(国負担体制の分野に限る)</p>	<p>(1) 形式的要件</p> <p>① 申請技術が環境技術に該当するか</p> <p>② 申請技術が対象技術分野に該当するか</p> <p>③ 申請内容に不備は無いか</p> <p>④ 商業化段階にある技術か</p> <p>⑤ 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか(国負担体制の分野に限る。)</p>	<p>ISO に対応し、①「申請技術が環境技術に該当するか」を追加する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領（案）	備考欄
<p>(2) 実証可能性</p> <p>① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか</p> <p>② 実証試験計画が適切に策定可能であるか</p> <p>③ 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか（手数料徴収体制の分野に限る）</p> <p>(3) 環境保全効果等</p> <p>① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか</p> <p>② 副次的な環境問題等が生じないか</p> <p>③ <u>環境保全効果が見込めるか</u></p> <p>④ 先進的な技術であるか</p>	<p>(2) 実証可能性</p> <p>① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか</p> <p>② 実証試験計画が適切に策定可能であるか</p> <p>③ 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか（手数料徴収体制の分野に限る。）</p> <p>(3) 環境保全効果等</p> <p>① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか</p> <p>② 副次的な環境問題等が生じないか</p> <p>③ <u>十分な環境保全効果が見込めるか</u></p> <p>④ 先進的な技術であるか</p>	<p>(1) ①で「申請技術が環境技術に該当するか」を追加しており、(3) ③においても環境技術であるかの観点であることから、(1) ①との違いに留意して、「十分な環境保全効果が見込めるか」と記載する。</p>
<p>第7章 「テーマ自由枠」の対象技術の選定</p> <p>1. 対象技術の選定手続</p> <p>(1) 実証運営機関は、「テーマ自由枠」を公募する。実証申請者は、実証運営機関に実証申請書を提出し申請することとする。</p>	<p>第7章 実証対象技術の公募選定等</p> <p>1. 対象技術の選定</p> <p>(1) 実証運営機関は、テーマ自由枠公募要領を定め対象技術を公募する。実証申請者は、実証運営機関に実証申請書を提出し申請することとする。</p>	<p>「技術」を公募することを明示する。</p>
<p>(2) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、テーマ自由枠公募要領において定めることとする。</p>	<p>(2) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、別紙3の事項を最低限含むものとし、テーマ自由枠公募要領において定めることとする。</p>	<p>ISOに対応し、実証申請書に記載する事項を事業実施要領で規定する。</p>
<p>(3) 実証運営機関は、申請された技術の中から、2. の要件を考慮し、必要に応じ技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、当該技術の実証可能性に基づいて「新たな特定技術」を選定し、選定した対象技術について、環境省の承認を得ることとする。<u>なお、環境省は、既存技術分野の実証機関により実証試験が実施可能と判断した技術については、実証機関と調整を行うことができる。</u></p>	<p>(3) 実証運営機関は、申請された技術の中から、<u>第6章3. の観点を考慮し、</u>必要に応じ環境技術実証事業運営委員会の下に設置された小委員会等の検討・助言を踏まえ、当該技術の実証可能性に基づいて対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。</p>	<p>実証対象技術の選定の観点は、その他の技術分野のものと同様とし、当該章を参照するものとする。</p> <p>不要な記載を削除する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>(4) 実証運営機関は、「テーマ自由枠」の対象技術の選定結果について、全ての実証申請者（対象技術に選定されなかった技術の実証申請者も含む）及び実証機関に通知する。なお、審査の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。また、実証運営機関及び環境省は、「テーマ自由枠」の選定された対象技術の概要を公開する。</p>	<p>(4) 実証運営機関は、実証対象技術の選定結果について、全ての実証申請者（対象技術に選定されなかった技術の実証申請者も含む。）に通知する。なお、選定の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。また、実証運営機関及び環境省は、選定された実証対象技術の概要を公開する。</p>	<p>編集上の修正を行う。</p>
<p>2. 対象技術の選定の観点</p> <p><u>「テーマ自由枠」の対象技術の選定に当たっては、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、以下の各観点に基づき技術の実証可能性を総合的に判断する。また、環境省は、技術実証検討会による検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加できることとする。</u></p> <p>(1) 形式的要件</p> <p>① <u>申請技術が、対象技術分野に該当しないか</u></p> <p>② <u>申請内容に不備は無いか</u></p> <p>③ <u>商業化段階にある技術か</u></p> <p>④ <u>同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか</u></p> <p>(2) 実証可能性</p> <p>① <u>予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか</u></p> <p>② <u>実証試験計画が適切に策定可能であるか</u></p> <p>(3) 環境保全効果等</p> <p>① <u>技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか</u></p> <p>② <u>副次的な環境問題等が生じないか</u></p> <p>③ <u>環境保全効果が見込めるか</u></p> <p>④ <u>先進的な技術であるか</u></p>		<p>実証対象技術の選定の観点は、その他の技術分野と同様とし、当該章を参照するものとし、重複部分を削除する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>第 8 章 実証試験計画の策定</p> <p>1. 実証機関は、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べるができることとする。</p>	<p>第 8 章 実証計画の策定</p> <p><u>1. 実証機関は、実証計画の策定に先立ち、実証申請者と協議の上、実証対象技術の実証項目を決定することとする。実証項目の決定にあたっては、以下の事項を検討することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実証項目は、当該技術の性能及び環境保全効果の実証に関連し、適切なものであること</u> ・<u>実証項目は、試験等によって定量的に実証できるものであること</u> ・<u>実証項目の目標値は、原則的に技術の実使用条件下で実証できるものであること</u> ・<u>既存の実証計画並びに科学的知見を記載した参考文献（規格に規定された試験方法、国際規格等も含む。）</u> <p>2. 実証機関は、実証要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べるができることとする。<u>実証計画には、別紙 4 の事項を最低限含むものとする。</u></p>	<p>ISO に対応し、実証計画に記載する事項を事業実施要領で規定する。</p> <p>目標とする性能及び環境保全効果を設定し、適切に実証項目を設定することを明記する。</p>
<p>2. 実証申請者は、実証機関に対し、実証試験計画の内容について合意承諾した旨の文書を提出することとする。</p>	<p>3. 実証申請者は、実証機関に対し、実証計画の内容について合意承諾した旨の文書を提出することとする。</p>	<p>—</p>
<p>3. 1.において、ある対象技術について、当該対象技術の特徴により当該実証試験要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。</p>	<p>4. 2.において、ある対象技術について、当該対象技術の特徴により当該実証要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる等、当該技術に適用される実証要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、実証要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。</p>	<p>—</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>第 9 章 実証試験の実施</p> <p>1. 実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び実証試験計画に基づき実証試験を行う。</p>	<p>第 9 章 実証</p> <p>1. 実証機関は、<u>実証にあたり、各対象技術について、4. で提出された既存の試験データ以外の追加試験データが求められる場合、実証計画に基づき、ISO/IEC17025 の要求事項に従って試験を行う。</u></p>	<p>追加試験データの生成にあたっては、ISO 対応として 17020 及び 17025 に準じるよう、変更する。</p>
<p>2. 手数料徴収体制の分野にあつては、実証機関は、実証試験の開始前に、技術毎に当該実証試験に係る手数料額及び納付期日を記載した手数料徴収計画書を実証申請者及び環境省に通知し、実証申請者は手数料徴収計画書に基づき、実証機関に手数料を納付する。納付期日は、原則、当該費用の発生する前とする。</p>	<p>2. 手数料徴収体制の分野においては、実証機関は、試験の開始前に、技術ごとに当該実証試験に係る手数料額及び納付期日を記載した手数料徴収計画書を実証申請者及び環境省に通知し、実証申請者は手数料徴収計画書に基づき、実証機関に手数料を納付する。納付期日は、原則、当該費用の発生する前とする。</p>	<p>—</p>
<p>3. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。</p>	<p>3. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において試験が実証要領及び実証計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。</p>	<p>—</p>
<p>4. 実証機関は、以下の全ての要件が満たされる場合には、技術の実証に必要な実証試験の一部又は全部を、実証申請者が保有するデータを提出させ、これを審査することをもって代えることができる。</p> <p>(1) 実証試験を省略させることができる旨が実証試験要領に明記されていること</p> <p>(2) 実証試験計画に実証試験を省略させる範囲が明記されていること</p> <p>(3) 当該データの取得機関及び当該データの品質の基準が実証試験要領に明記されており、この基準をクリアしていること</p>	<p>4. 実証機関は、以下の全ての要件が満たされる場合には、技術の実証に必要な実証の一部又は全部を、実証申請者が保有するデータを提出させ、これを審査することをもって代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験をさせることができる旨が実証要領に明記されていること ・実証計画に実証を省略させる範囲が明記されていること ・当該データの取得機関及び当該データの品質の基準が実証要領に明記されており、この基準をクリアしていること ・<u>当該データが ISO/IEC17025 の要求事項に従って、作成及び報告されていること</u> 	<p>編集上の修正を行う。</p> <p>実証申請者が保有するデータの活用にあたっては、ISO 対応として、当該データが 17020 及び 17025 の要求事項に従って作成等されていることを条件として追加する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>5. 手数料徴収体制の分野においては、やむを得ない理由により実証試験が完了できないと見込まれる場合、又は、実証試験途中における実証試験計画の変更等により実証申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、実証機関は、あらかじめ実証申請者と協議し、環境省の承認を得た上で、そこまでの試験に要した費用を精算し、実証申請者が納付すべき手数料額を確定する。</p>	<p>5. 手数料徴収体制の分野においては、やむを得ない理由により実証が完了できないと見込まれる場合、又は、実証途中における実証計画の変更等により実証申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、実証機関は、あらかじめ実証申請者と協議し、環境省の承認を得た上で、そこまでの試験に要した費用を精算し、実証申請者が納付すべき手数料額を確定する。</p>	<p>—</p>
	<p><u>6. 実証機関は、1. 及び4. の試験データに対して、実証計画で規定した性能と目標値を考慮して評価を行う。</u></p>	<p>ISO に対応し、追記する。</p>
	<p><u>7. 実証申請者は、申請書で技術の性能に対して著しく低い結果が出た場合や、技術の使用にあたり安全面で著しい悪影響が出ると判断される場合は、申請を取り下げることができる。また、環境省は実証を中止することができる。その際の手数料の扱いは、5. と同様とする。なお、申請を取り下げた旨は、当該年度における対象技術のロゴマーク交付と併せて公表する。</u></p>	<p>申請を取り下げた実例もあり、様々な混乱を避けるためにも、申請者の取り下げ及び環境省の実証中止が可能であることを明記する。</p>
<p>第10章 実証試験結果報告書の作成 1. 実証機関は、実証試験結果報告書の原案を策定し、技術実証検討会の検討・助言及び申請者による確認を踏まえ、実証試験結果報告書を取りまとめ、</p>	<p>第10章 実証報告書の作成 1. 実証機関は、実証報告書の原案を策定し、技術実証検討会の検討・助言及び申請者による確認を踏まえ、実証報告書を取りまとめる。<u>実証報告書は、実証計画書に準拠したものであり、別紙5の事項を最低限含むものとし、記載の様式は別紙6に示す作成要領に準拠すること。</u></p>	<p>ISO に対応し、事業実施要領に実証報告書に記載する事項を規定するとともに、実証報告書作成要領を要求事項として追加する。</p>
	<p><u>2. 実証機関は、本事業で実証しなかった情報を記載する必要がある場合は、明示的に記載するものとする。</u></p>	<p>ISO に対応し、追記する。</p>
	<p><u>3. 実証報告書には、可能な限り、申請者からの確認結果等を記載するものとする。</u></p>	<p>ISO に対応し、追記する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>実証運営機関の広報・普及啓発及び適正な環境保全効果等の表示の観点からの評価を受けた上で、環境省に報告し承認を得ることとする。実証試験結果報告書の承認に当たって、環境省は、実証機関に対し必要に応じ意見を述べるものとする。<u>また、実証試験結果報告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従い、環境技術のユーザーの利便性向上に配慮するものとする。</u></p>	<p>4. 実証運営機関の広報・普及啓発及び適正な環境保全効果等の表示の観点からの評価を受けた上で、環境省に報告し承認を得ることとする。実証報告書の承認にあたって、環境省は、実証機関に対し必要に応じ意見を述べる<u>ことができる。</u></p>	<p>必要のない記載を削除する。</p>
<p>2. 環境省は、実証試験結果報告書を承認した場合は、実証運営機関及び実証機関に通知する。実証機関は、承認を得た実証試験結果報告書について、実証申請者へ通知する。なお、環境省は、実証試験結果報告書を承認した後、実証運営機関を通じ、速やかに、第 13 章に規定するロゴマーク及び実証番号を申請者に交付する。なお、ロゴマーク及び実証番号の交付事務は実証機関が行う。</p>	<p>5. 環境省は、実証報告書を承認した場合は、実証運営機関及び実証機関に通知する。実証機関は、承認を得た実証報告書について、実証申請者へ通知する。なお、環境省は、実証報告書を承認した後、実証運営機関を通じ、速やかに、第 13 章に規定するロゴマーク及び実証番号を申請者に交付する。なお、ロゴマーク及び実証番号の交付事務は実証機関が行う。</p>	<p>—</p>
<p>3. 環境省は、全ての実証試験結果報告書について、実証試験結果の如何を問わず、第 12 章の規定によりウェブサイト公開する。</p>	<p>6. 環境省は、全ての実証報告書について、実証結果の如何を問わず、第 12 章の規定によりウェブサイト公開する。</p>	<p>—</p>
<p>第 11 章 広報資料の作成 1. 実証機関は、実証試験結果報告書全体の内容をまとめた概要版を策定し、環境省の承認を得ることとする。この間の手続に関しては、第 10 章 1. 及び 2. を準用する。</p>	<p>第 11 章 実証報告書概要版の作成 1. 実証機関は、実証報告書全体の内容をまとめた概要版を策定し、環境省の承認を得ることとする。この間の手続に関しては、第 10 章 1. 及び 2. を準用する。<u>また、実証報告書概要版は、別紙 5 の事項を最低限含むものとする。</u></p>	<p>ISO に対応し、概要版に記載する事項を事業実施要領で規定する。</p>
	<p><u>2. 実証機関は、本事業で実証しなかった情報を盛り込む必要がある場合は、明示的に記載するものとする。</u></p>	<p>ISO に対応し、追記する。</p>
	<p><u>3. 実証報告書概要版には、可能な限り、申請者からの確認結果等を記載するものとする。</u></p>	<p>ISO に対応し、追記する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>2. 環境省は、実証機関から提出された概要版を踏まえ、環境技術や、環境技術を使った環境製品の購入・導入を検討中のユーザーに対し、実証された技術や関連する技術分野を周知し、積極的な購入・導入を促すことを目的として、年度内に実証された技術（製品）について、その環境保全効果等を試験した結果の概要を示した広報資料を作成する。</p>	<p>4. 環境省は、実証機関から提出された報告書概要版を踏まえ、環境技術や、環境技術を使った環境製品の購入・導入を検討中のユーザーに対し、実証された技術や関連する技術分野を周知し、積極的な購入・導入を促すことを目的として、年度内に実証された技術（製品）について、その環境保全効果等を試験した結果の概要を示した広報資料を作成する。</p>	<p>—</p>
<p>3. 環境省は、作成した広報資料について、次章の規定によりウェブサイトに掲載する。</p>	<p>5. 環境省は、作成した広報資料について、次章の規定によりウェブサイトに掲載する。</p>	<p>—</p>
<p>第 12 章 ウェブサイトの作成 1. 環境省は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するウェブサイトの構築を行う。また、構築した情報がユーザーに利用されるように、効果的な情報発信を行う。</p>	<p>第 12 章 実証結果等の公開 1. 環境省は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するウェブサイトの構築を行う。また、構築した情報がユーザーに利用されるように、効果的な情報発信を行う。</p>	<p>—</p>
<p>2. 環境省は、実証試験要領、実証試験計画及び実証試験結果報告書を登録する他、実証機関・技術の公募情報等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。</p>	<p>2. 環境省は、実証要領、実証報告書をウェブサイトに登録する他、実証機関・技術の公募情報等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。</p>	<p>実証計画は、実証機関により策定された後、直ちに実証が行われる。実証計画を公開する意義は低く、運用の実態として公開していない。また、ISO でも公表を求めていることから、規定から削除する。</p>
<p>3. 環境省は、ウェブサイトの内容のうち、実証試験要領、実証試験結果報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信に努めることとする。</p>	<p>3. 環境省は、ウェブサイトの内容のうち、実証要領、実証報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信に努めることとする。</p>	
<p>4. 実証運営機関は、コンテンツ作成等を行う。</p>	<p>4. 実証運営機関は、コンテンツ作成等を行う。</p>	

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
	<p>5. 実証申請者は、実証された技術に変更が加えられた場合は、その全てを書面で実証機関及び環境省に伝えることとする。実証申請者から提供された情報に基づき、実証機関及び環境省は、その変更の影響と実証報告書の有効性について判断することとする。</p>	<p>ISO に対応し、追記する。</p>
<p>第 13 章 ログマーク等の使用 1. 目的 本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることを目的として、別紙 2 に示すログマークを「環境省環境技術実証事業ログマーク」(以下、「ログマーク」という。)として定める。</p>	<p>第 13 章 ログマーク等の使用 1. ログマークの目的 本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることを目的として、別紙 2 に示すログマークを「環境省環境技術実証事業ログマーク」(以下、「ログマーク」という。)として定める。</p>	<p>—</p>
<p>2. ログマークの構成 (1) ログマークは、別紙 2 に示すとおり、全技術分野共通的な情報を盛り込んだもの(以下「共通ログマーク」という。)及び共通ログマークに対象技術分野ごとの固有の情報を記載したもの(以下、「個別ログマーク」という。)からなる。 (2) 個別ログマークに記載する、対象技術分野ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、技術分野ごとに統一することとし、実証機関において、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ案を作成し、環境省が決定する。</p>	<p>2. ログマークの構成 (1) ログマークは、別紙 7 に示すとおり、全技術分野共通的な情報を盛り込んだもの(以下「共通ログマーク」という。)及び共通ログマークに対象技術分野ごとの固有の情報を記載したもの(以下、「個別ログマーク」という。)からなる。 (2) 個別ログマークに記載する、対象技術分野ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、技術分野ごとに統一することとし、実証機関において、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ案を作成し、環境省が決定する。</p>	<p>—</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>3. ロゴマークの使用</p> <p>(1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。</p> <p>(2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。このための使用にあたっては、環境省、実証運営機関及び実証機関（以下、「実証事業関係諸機関」）への届出や承認等は特に必要としない。</p> <p>① 本実証事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること</p> <p>② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること</p> <p>③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること</p> <p>④ 実証済技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること</p> <p>(3) 上記(2)以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省と協議することとする。</p>	<p>3. ロゴマークの使用</p> <p>(1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。両者のデザインを別紙7に示す。</p> <p>(2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。このための使用にあたっては、環境省、実証運営機関及び実証機関への届出や承認等は特に必要としない。</p> <p>・申請者が本事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること</p> <p>・申請者が実証済の技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること</p> <p>・<u>実証運営機関及び実証機関等が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること</u></p> <p>・<u>実証済技術を導入した者が、その期間において、その旨を表示するために使用すること</u></p> <p>(3) 上記(2)以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省と協議することとする。</p>	<p>主体を明示する。</p>
<p>4. 表示方法</p> <p>(1) ロゴマークの表示方法</p> <p>① 共通ロゴマークの配色は別紙3に示すものとし、その他の配色を使用することはできない。</p> <p>② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。</p> <p>③ ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。</p> <p>④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (http://www.env.go.jp/policy/etv/) へのホットリンクとする。</p>	<p>4. 表示方法</p> <p>(1) ロゴマークの表示方法</p> <p>① 共通ロゴマークの配色は別紙8に示すものとし、その他の配色を使用することはできない。</p> <p>② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。</p> <p>③ ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。</p> <p>④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (http://www.env.go.jp/policy/etv/) へのホットリンクと<u>することが望ましい。</u></p>	

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>(2) ロゴマークの遵守事項</p> <p>① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。</p> <p>② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。 * 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。</p> <p>③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。</p>	<p>(2) ロゴマークの遵守事項</p> <p>① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。</p> <p>② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。</p> <p>③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。</p>	<p>不要な記載を削除する。</p>
<p>5. 改善等の指示</p> <p>(1) 実証運営機関は、実証機関と協力して、実証済技術の使用状況をウェブサイト等を通じて定期的に監視し、本実施要領を遵守せずにロゴマーク及び実証試験結果報告書を使用している者及び事例を確認したときは、速やかに環境省に報告するとともに、必要に応じて注意喚起を行うことができる。</p> <p>(2) 環境省は、ロゴマーク及び実証試験結果報告書を使用している者が、本実施要領を遵守せず、また、環境技術実証事業の信用を損ねるなど悪質な行為の恐れのある場合であって、注意喚起を行っているにも関わらず、改善が見られない場合、実証運営機関及び実証機関の協力を得ながら、ロゴマーク及び実証試験結果報告書を使用している者に対して、以下の措置を講じることができる。</p> <p>① ロゴマーク及び実証試験結果報告書の使用を直ちに中止させる。</p> <p>② ロゴマーク及び実証試験結果報告書の公表等を直ちに中止する。</p>	<p>5. 改善等の指示</p> <p>(1) 実証運営機関は、実証機関と協力して、実証済技術の使用状況は、ウェブサイト等を通じて定期的に監視し、本実施要領を遵守せずにロゴマーク及び実証報告書を使用している者及び事例を確認したときは、速やかに環境省に報告するとともに、必要に応じて注意喚起を行うことができる。</p> <p>(2) 環境省は、ロゴマーク及び実証報告書を使用している者が、本実施要領を遵守せず、また、環境技術実証事業の信用を損ねるなど悪質な行為の恐れのある場合であって、注意喚起を行っているにも関わらず、改善が見られない場合、実証運営機関及び実証機関の協力を得ながら、ロゴマーク及び実証報告書を使用している者に対して、以下の措置を講じることができる。</p> <p>① ロゴマーク及び実証報告書の使用を直ちに中止させる。</p> <p>② ロゴマーク及び実証報告書の公表等を直ちに中止する。</p>	<p>—</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>6. 経過措置</p> <p>本実施要領の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。</p>	<p>6. 経過措置</p> <p>本実施要領の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。</p>	-
<p>第 14 章 知的財産の扱い</p> <p>1. 実証運営機関及び実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証運営機関及び実証機関に対して、別途実証機関の定める様式の守秘義務を締結するよう要請することができることとする。</p>	<p>第 14 章 知的財産の扱い</p> <p>1. 実証運営機関及び実証機関は、実証を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証運営機関及び実証機関に対して、守秘義務を締結するよう要請することができる。</p>	-
<p>2. 実証試験の実施の成果により新たに産業技術力強化法第 19 条第 1 項で定める権利（以下、「特許権等」という。）が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けないことができる。その場合の当該特許権等の扱いについて、実証運営機関及び実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。</p>	<p>2. 実証の成果により新たに産業技術力強化法第 19 条第 1 項で定める権利（以下、「特許権等」という。）が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けないことができる。その場合の当該特許権等の扱いについて、実証運営機関及び実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。</p>	
<p>3. 本事業の実施により作成される実証試験要領及び実証試験結果報告書等の著作物に関する著作権は、環境省に属する。</p>	<p>3. 本事業の実施により作成される実証要領及び実証報告書等の著作物に関する著作権は、環境省に属する。</p>	-

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>第 1 5 章 費用分担</p> <p>1. 国負担体制の分野及び新たな特定技術実証においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、実証試験実施に係る実費（実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費。以下、本章において同じ。）及びその他の費用（実証事業運営委員会、技術実証検討会の運営費用等。以下、本章において同じ。）は環境省の負担とする。</p> <p>2. 手数料徴収体制の分野においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、実証試験実施に係る実費は手数料として実証申請者が負担し、その他の費用は環境省の負担とする。なお、実証試験実施に係る実費には、必要に応じ、一般管理費を含めることができる。</p> <p>3. 費用負担の詳細については、実証試験要領で定める。</p>	<p>第 15 章 費用分担</p> <p>1. テーマ自由枠においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、試験実施に係る実費（実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費。以下、本章において同じ。）及びその他の費用（実証事業運営委員会、技術実証検討会の運営費用等。以下、本章において同じ。）は環境省の負担とする。</p> <p>2. 手数料徴収体制の分野においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、試験実施に係る実費は手数料として実証申請者が負担し、その他の費用は環境省の負担とする。なお、試験実施に係る実費には、必要に応じ、一般管理費を含めることができる。</p> <p>3. 費用負担の詳細については、実証要領で定める。</p>	<p>—</p>
<p>第 1 6 章 免責事項</p> <p>1. 本実証事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。</p> <p>2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。3. 実証試験結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は一切の責任を負わない。</p> <p>4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されない。</p> <p>5. ロゴマークの使用に伴い、ロゴマークの使用者に問題等が発生した場合は、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。</p>	<p>第 16 章 免責事項</p> <p>1. 本事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。</p> <p>2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関及び実証機関は責任の一切を負わない。</p> <p>3. 実証報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は一切の責任を負わない。</p> <p>4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証報告書のデータは適用されない。</p> <p>5. ロゴマークの使用に伴い、ロゴマークの使用者に問題等が発生した場合は、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。</p>	<p>—</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
<p>第 17 章 事業の実施状況・成果の評価と次年度以降の事業への反映</p> <p>1. 環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、実証事業の実施状況、成果について、実証運営機関が開催する実証事業運営委員会での評価を踏まえ、次年度以降の事業に反映する。また、実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。</p>	<p>第 17 章 事業成果の評価と次年度以降の事業への反映</p> <p>環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、実証事業の成果について、実証運営機関が開催する実証事業運営委員会での評価を踏まえ、次年度以降の事業に反映する。また、実証成果の把握のため、実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。</p>	<p>実施状況は成果に含まれるとし、削除する。</p>
<p>第 18 章 その他</p> <p>実証運営機関及び実証機関は、柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。</p>	<p>第 18 章 その他</p> <p>実証運営機関及び実証機関は、柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。</p>	<p>—</p>
<p>附 則 (適用期日、移行措置等)</p> <p>本実施要領は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>附 則 (適用期日、移行措置等)</p> <p>本実施要領は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>—</p>
<p>(別紙 1)</p>	<p>(別紙 1) 分野別実証要領の構成例</p>	<p>実態に即した記載へ修正する。</p>
	<p>(別紙 2) 用語の定義</p> <p>環境技術：環境保全効果をもたらす技術</p>	<p>ISO に対応し、定義する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
	<p>(別紙 3) 申請書に記載する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実証申請者に関する情報 (名称、所在地等) 2. 技術に関する概要 <ol style="list-style-type: none"> 1) 技術の仕様・製品データ 2) 特徴・長所・セールスポイント・先進性 3) 技術の原理 4) 技術の開発状況・納入実績 5) 環境保全効果 6) 副次的に発生する環境影響 7) 実証試験の実証項目案及びコスト概算 8) 自社による試験方法及びその結果 3. 技術に関する情報 <ol style="list-style-type: none"> 1) 2. 1) を補足する非公開情報 2) 2. 2) を補足する非公開情報 3) 2. 3) を説明する科学的なエビデンス 4) 2. 4) を補足する非公開情報 5) 2. 5) を補足する非公開情報 6) 2. 6) を補足する非公開情報 7) 比較可能な技術 4. 技術の性能に関する情報 5. 技術の性能を裏付ける申請者により作成された試験データと試験手法に関する情報 6. 実証試験にかかる実証項目案及びコスト概算に関する情報 7. 技術に関連する法規制や規格 8. 技術の利用者等に関する情報。 <p>以下は、最低限必要と考えられるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 技術の稼働・使用条件等 2) 補修、保守に関する条件等 3) 通常想定される条件下で技術の機能が維持される期間 4) 使用にあたり、必要とされる安全衛生上の措置等 	<p>ISO に対応し、追加した。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領 (案)	備考欄
	<p>(別紙 4) 実証計画に記載する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実証機関に関する情報 (名称、所在地等) 2. 実証申請者に関する情報 (名称、所在地等) 3. 実証計画の発行日等、計画を特定する情報 4. 技術に関する情報 5. 実証項目、目標値及びその測定方法の一覧 6. 実証の詳細な手順及び専門的観点からの留意点の明記 7. 試験データに関する要求事項の規定 (品質、試験条件等を含む。) 8. 試験データの品質を担保する情報 	<p>ISO に対応し、追記する。</p>
	<p>(別紙 5) 実証報告書及び実証報告書概要版に記載する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実証報告書に記載する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1) 実証機関に関する情報 (名称、所在地等) ※ 2) 実証申請者に関する情報 (名称、所在地等) ※ 3) ロゴマーク及びその発行日 ※ 4) 実証日 (試験期間等の情報) 5) 技術に関する情報 6) 試験結果 7) 試験結果に基づく実証結果 (実証項目の数値、試験条件等を含む。) 8) 実証結果に関する考察 ※ 9) 実証機関が取得している認証等 ※ 10) 参考情報 ※ <p>注 1) ※が付いている項目については、2. の報告書概要版でも記載すべき事項</p> <p>注 2) 8) について、性能値を満たしたかどうか、満たさない場合にはその理由を考察して記載する。</p> <p>2. 実証報告書概要版に記載する事項 (※を含む)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 技術に関する情報 (要旨) 2) 実証機関が取得済みの認証等に関する周辺情報 	<p>ISO に対応し、追記する。</p>

平成 28 年度事業実施要領	平成 29 年度事業実施要領（案）	備考欄
	(別紙 6) 実証報告書作成要領 Ver. 2	事業実施要領の補助文書を、事業実施要領の別紙として規定する。
(別紙 2) 環境省環境技術実証事業ロゴマーク	(別紙 7) 環境省環境技術実証事業ロゴマークの <u>デザイン</u>	
(別紙 3) 共通ロゴマークの配色	(別紙 8) 共通ロゴマークの配色	